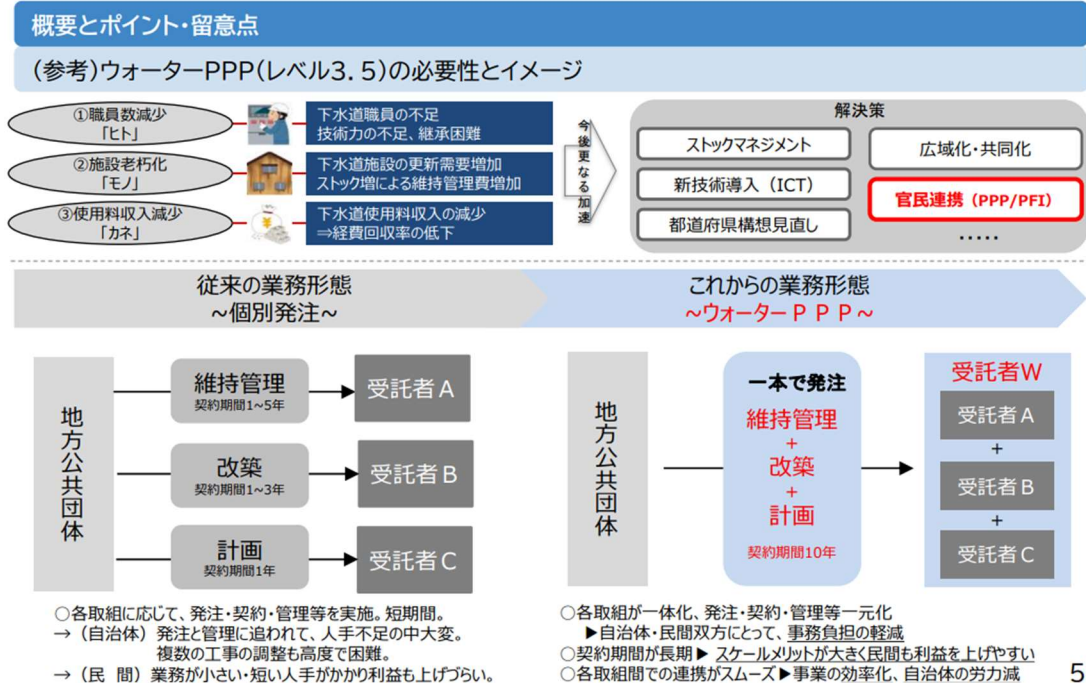


ウォーターPPP と高松市の現状について

・ウォーターPPP とは

ウォーターPPP とは、昨今の下水道分野における課題を解決するべく、国が打ち出した新たな業務形態の 1 つであり、官民連携による下水道事業の運営体制の総称。



【出典】国土交通省「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.0版」

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739160.pdf>

・ウォーターPPP の導入要件

ウォーターPPP を導入するにあたっては以下の 4 要件を満たすことを条件としている。

①長期契約

契約期間はスケールメリットや人材育成等勘案し、**原則10年**とする

②性能発注

性能発注を原則とする。ただし管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した個所から段階的に性能発注へ移行していくことも可能

③維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に実施する**更新実施型**とするか、更新計画案の策定等により地方公共団体の更新を支援する**更新支援型**で選択する

④プロフィットシェア

事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。

※プロフィットシェアとは

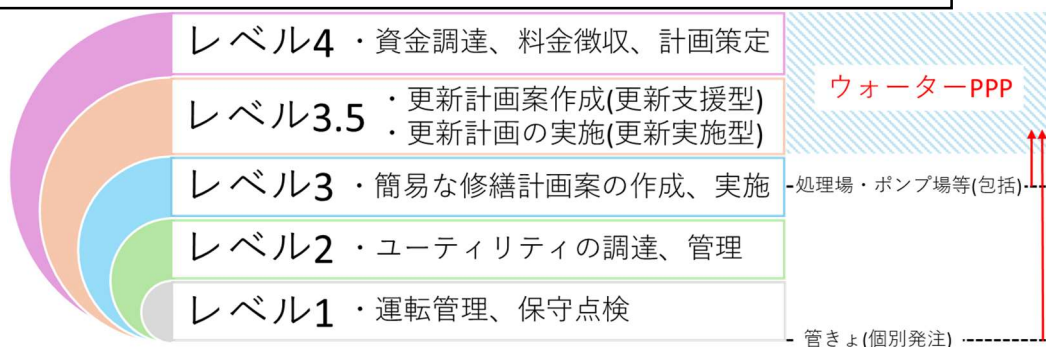
契約時に見積もった工事費や維持管理費について、企業努力等で削減した場合、削減分を官民でシェア(官：民＝0：10でも可)

【参考】

・高松市の現状とウォーターPPP 導入に向けた今後の方針

高松市の下水道事業における発注形態状況は以下のようになっている。

処理場・ポンプ場等[下水道施設課]：包括的民間委託 レベル 2.5
(東部、牟礼、庵治処理区・西部処理区)
管きょ[下水道整備課]：個別に発注



今後の方針については、前項にて示した4要件を満たしながら、処理場・ポンプ場等・管きょの一体化も視野に入れ、それぞれでのウォーターPPP(レベル 3.5)の導入に向けた検討を進める。

・ウォーターPPP における事業の具体的な項目分けイメージ

ウォーターPPP の導入にあたって、各レベル別の対応項目については以下の分け方を想定している。また、レベル 3.5 は【更新支援型】と【更新実施型】のどちらを適用するかによって対応項目が異なり、ここの部分についても現在検討を進めているところである。

例) レベル3.5(更新支援型)適用の場合
民間事業者：レベル1～3に加えて更新計画の策定・設計・積算まで実施
高松市対応：更新工事・維持管理計画・ストマネ計画まで実施



【参考】国土交通省「なぜ、下水道分野で官民連携が必要？」

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000585.html